

令和2年3月5日
学長裁定

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業にかかる本学教職員の休暇の取扱いについて

令和2年2月27日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示された。

については、本学教職員が小学校等^(※)の臨時休業等により、その小学校等に通う子の養育等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇の取扱いについては、「国立大学法人東京海洋大学職員勤務時間、休日及び休暇に関する規則」等の定めに関わらず、以下のとおり取扱うこととする。

※ 小学校等：小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（高校まで）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

記

- 1 対象者：全教職員（非常勤教職員含む）
- 2 休暇の種類：特別休暇（有給）
- 3 休暇の名称：新型コロナウイルス感染拡大予防による臨時休業に伴う子の養育休暇
- 4 事由：職員（非常勤職員を含む）が、新型コロナウイルス感染拡大予防による小学校等の臨時休業により、その小学校等に通う子を自宅で養育等をする必要がある場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき
- 5 期間：養育等をする子の通う小学校等が新型コロナウイルス感染拡大予防により臨時休業をしている期間
- 6 申請：事前申請（原則）
- 7 証明：臨時休業であることが証明できるもの（文書、メール等）

附 則

この取扱いは、令和2年3月5日から施行し、令和2年2月27日から適用する。